

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぶやき～



2023年5月1日
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目 22 番 2 号
ゼルコパビル 4 階
Tel.0423000255 fax0423000256
office@kunimatu.jp

春の花々を楽しんだのも束の間、あっという間に新緑が辺り一面を覆い、夏の訪れを匂わせる雰囲気、毎年のことながら季節の移り方の早さが増していることを実感しています。皆様いかがお過ごしでしょうか。新年度が始まり、身の回りを立て直そうと考える方も大勢いらっしゃいますね。

今回は任意後見制度について取りあげていますが、この原稿を書いているその日に任意後見人と任意後見監督人との関係について、私の YouTube チャンネル国松偉公子の相続相談室 第 76 回「相続人 認知症でどうする?④完」でお話をしました。3分ほどの動画ですが、右下に QR コードがありますので、一度ご覧になってみてください。

任意後見は唯一ご自身で後見人を選べる制度です。それが故に「この人は本当に信じられるのだろうか」「後見人を誰にすればいいのだろうか」とかえって迷ったりためらったりしてしまい、なかなかこの制度に踏み込めない、という方もいらっしゃいます。

また、契約したはいいものの、任意後見受任者（本人に選ばれた人）が監督人に監督されるのは厄介だ、とご本人の判断能力が低下しているにもかかわらず、任意後見を発動させず放置している、というケースが多いようです。結局何のための任意後見契約だったのか、と後悔のないようにしたいものですね。

IKUKO の三識 ～知識～見識～胆識



IKUKO

今回は「**任意後見制度**」について、『成年後見（法定後見）制度』との違いを交えながら説明したいと思います。

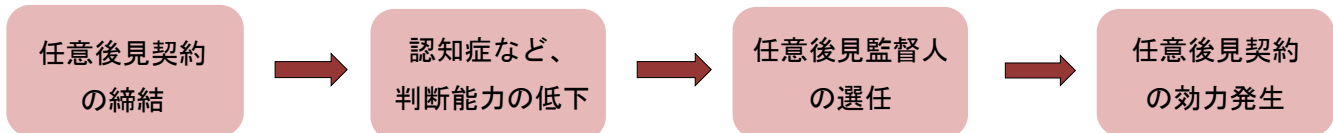
◆任意後見制度とは

認知症等に備えて、本人が十分な判断能力を有するうちに、あらかじめ本人が自ら選んだ人（任意後見人）に、将来委任したいことを公正証書で定め、判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された内容を本人に代わって行う制度です。

◆成年後見（法定後見）制度との違いは

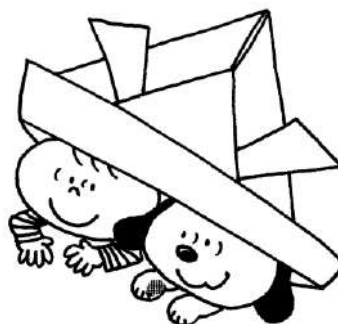
一番大きな違いは後見人を自分で選ぶことができるかどうかです。自分の今後は託す人を自分で選びたいという希望がある方や、委任する内容を自分の希望に沿ったものにしたい方にはメリットがあります。

◆任意後見制度利用の流れ



この流れからわかるように、任意後見契約の効力は契約を締結したときに発生するわけではありません。本人の判断能力が低下したら、家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立をします。そして、任意後見監督人が選任されたときから任意後見契約の効力が発生するのです。ここで初めて、任意後見人は任意後見監督人の監督の下、あらかじめ契約した特定の行為を本人に代わって行います。

任意後見監督人とは、任意後見人が定められた契約内容どおりに適正に仕事をしているのかを監督します。本人と任意後見人の利益が相反する法律行為を行う場合には、本人の代理となることもあるのです。また、親族等ではなく、司法書士や弁護士等の専門職が選任されます。次号では、**保佐人・補助人**の役割についてご紹介いたします！



YouTube

国松偉公子の
相続相談室
(*^o^*)



★LINE★
国松司法書士法人
新アカウントで
きました！！
どうぞよろしく☆

